

Tax Alert: 公共照明税に係る課税標準の決定

2017 年 10 月 1 日



Grant Thornton Cambodia は国際的な会計事務所であるグラント・ソントンのカンボジアにおけるメンバーファームです。今回のニュースレターでは、税務に関する最新情報をご案内申し上げます。

2017 年 10 月 9 日、カンボジア経済財政省 (the Ministry of Economic and Finance) は、公共照明税 (public lighting tax : PLT) に係る課税標準の決定に関する「省令 No.976MEF.Prk」を発表しました。この省令は、カンボジア王国で生産、または輸入された酒類・たばこ類のあらゆる段階における課税標準を明確に規定することを目的とするものです。

省令の主な内容は以下のとおり。

- 課税対象製品 (taxable products)、酒類 (alcohol)、たばこ類 (cigarette)、生産業者 (producer)、輸入業者 (importer)、再供給業者 (re-supplier) の定義を記載。
- PLT の課税標準を以下のとおり決定する。
 - a) 生産業者 (producer) 及び輸入業者 (importer)
VAT (付加価値税) 及び PLT を除いた税金を含む、インボイスに記載された販売価格
 - b) 再供給業者 (re-supplier)
VAT (付加価値税) 及び PLT を除いた税金を含む、インボイスに記載された販売価格の 20%
- 供給時期 (Time of supply) : 供給がある時点で税額計算し、徴税される。
- 支払期限 (PLT payment date) : 翌月 20 日以内

以上

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成されており、不正確・不完全な情報、及び Grant Thornton (Cambodia) Limitedの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損害額について、Grant Thornton (Cambodia) Limited は責任を負いません。ニュースレターの情報を利用する必要がある場合、または、Grant Thornton (Cambodia) Limited からご支援が必要な場合は、弊社の専門家へご連絡いただけますよう、よろしくお願い致します。

Grant Thornton (Cambodia) Limited (プノンペン)

20th Floor, Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street, Sangkat, Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 23 966 520

E: info@kh.gt.com

W: <http://www.grantthornton.com.kh>



Ronald C. Almera

CEO & Partner

Tel: +855 23 966 521

Email: Ronald.Almera@kh.gt.com



島本 了太 (Ryota Shimamoto)

公認会計士 (日本、米国)

Japan Desk – Director

Tel: +60 17 351 1446

Email: ryota.shimamoto@jp.gt.com



Please consider the environment before printing this email

